



ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動を応援します（助成金のご案内）

# つながりをたやさない社会づくり

～あなたは一人じゃない～

## 地域生活支援公募配分事業



平成25年度に「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり～」が共同募金の全国共通配分テーマとして掲げられ、本県ではこのテーマに沿った公募配分を行ってまいりました。

頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染拡大の状況下、改めて「つながり」「ささえあい」の大切さが再認識されており、地域に対して行動することの大切さを訴えかける運動展開が重要となっています。

全国の共同募金会では、従来のテーマを包含する「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない」を令和2年度以降の共通配分テーマとして、通常の共同募金配分事業と併せて、「赤い羽根ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン」にも取り組んでおります。これまでの取組みを踏まえ、本年度の公募配分を実施します。

### 1 配分対象事業及び配分対象団体

#### (1) 孤立をなくす地域住民による包み支えあい体制の組織化事業

社会福祉協議会が地域住民による包み支えあい体制の組織化を目的として取り組む新たな事業とし、市町村内の特定の地域でモデル的に取り組む事業も対象とします。

#### (2) 孤立をなくす地域住民による包み支えあい活動

事業目的を明記した会則等を有する非営利団体で、概ね1年以上の活動実績を有する福祉団体、ボランティア・NPO団体等の非営利団体を対象とします。

（市町村域地域福祉配分事業の配分対象となる事業は除きます。）

※次頁「配分対象例示」を参考にしてください。

上記(1)(2)について本年度も、新型コロナ感染下の福祉活動を応援するため、フードバンクや子ども食堂等の食支援、居住支援や居場所づくり、相談支援の活動など、いのちをつなぐ支援活動や日常生活に困難を抱える人の支援活動（つながりをたやさない支援活動）も配分対象となります。

### 2 助成対象となる活動の期間

令和5年(2023年)4月から1年以内の間に行う事業（令和5年度(2023年度)実施事業）

### 3 配分額

(1)については、配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）の75%以内とし、配分額は1団体30万円を限度とします。

(2)については、配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）とし、配分額は1団体5万円を限度とします。

## 4 申請受付期間

受付期間：令和4年(2022年)9月5日(月)～11月30日(水)

## 5 申請書の入手及び提出先

- 申請書は、長野県共同募金会、地元の市町村共同募金委員会(支会)でお渡ししています。市町村共同募金委員会(支会)は、社会福祉協議会内にあります。
- 配分を希望する場合は、受付期間内に長野県共同募金会に申請書を提出してください。
- 長野県共同募金会のホームページからも申請書を取得できます。

<https://www.akaihane-nagano.or.jp/>



### ■配分対象例示

#### ※1：地域で孤立するおそれのある人の例

ひとり親家庭、障害のある人、薬物依存症の人、DV被害者、不登校、ニート、ひきこもり、ホームレス、経済的困窮者、独居高齢者、介護者、被災避難者、地域に暮らす外国人など

#### ※2：孤立をなくすためのしくみづくり及び活動の例

- ・しくみづくりの例…専門機関による地域での孤立を発見するための相談支援事業、地域で孤立状態にある人たちの調査活動、孤立をなくす啓発事業、孤立状態の人たちのネットワークづくり、地域で孤立している人を支えるための関係機関のネットワークづくりなど
- ・活動の例…子どもの居場所づくり(子ども食堂等)、いじめやひきこもりに対応した地域でのサロン活動、経済的困窮者の中間的就労のための事業、障害がある人の就労の場づくり、DV被害者のシェルター運営、不登校の子どものフリースクール、ひきこもりの人たちの居場所づくり、ホームレスへの支援、災害広域避難者への支援、在住外国人の支援、家族介護者の支援など



## 【参考資料】

### 地域生活支援公募配分事業 配分対象例示（活動・経費）

新型コロナ感染下における活動の例示です。コロナ禍における通常の活動の創意工夫や新たな取組みなど、いのちをつなぐ支援活動や日常生活に困難を抱える人の支援活動（つながりをたやすない支援活動）も配分の対象となります。

#### （対象支援活動の例示）

新たな課題に取り組む活動（重点配分）	困窮者世帯等の学習支援、不登校児や発達障がい児の支援、重症児等とその家族の支援、ヤングケアラーの支援、児童養護施設等を退所した若者の支援、里親の支援、ひきこもりの支援、支援者的人材育成、他機関との連携や運営のノウハウなどのスキルアップを図る人材育成 など
相談支援活動	DV・虐待に関する相談支援／子ども・若者の相談支援／就労・生活維持に関する相談支援 など
居場所支援活動	DV・虐待被害者へのシェルター提供／子ども・若者の居場所提供／ひきこもりの居場所提供 など
居住支援活動	生活困窮者等への居住支援／児童福祉施設退所者への居住支援／DV・虐待被害者への居住支援 など
学習支援活動	子ども・若者への対面・オンラインでの学習支援／就労に関する学習支援／人権に関する学習支援 など
外国ルーツ支援活動	外国ルーツの人への生活支援／外国ルーツの人への学習・語学支援／多文化共生の理解促進 など
生活支援活動	生活困窮者等への生活必需品の提供／失職した人への就労支援／継続的な見守りや心のケア など
食支援活動	フードバンクの活動／フードパントリーの活動／食事の提供支援／食料・食事の配達支援 など
中間支援活動	活動する団体の場づくり／活動する団体の研修等／情報の受発信(ポータルサイト開発等) など
その他の支援活動	上記に該当しない緊急的な支援活動、地域での意識啓発活動、福祉教育 など

#### （対象経費の例示）

- ・感染症防止対応のための衛生備品の購入経費  
(飛沫防止パーテイション、非接触型体温計、消毒噴霧器、空気清浄機、フェイスシールド等)
- ・活動(事業)に係るオンライン化に必要な環境整備の経費
- ・スタッフ等の研修会や技術指導等に係る講師・アドバイザーの謝金、旅費等の開催経費
- ・活動(事業)に係る食材や消耗品・備品の購入経費
- ・活動(事業)に参加するボランティアの交通費(実費)
- ・活動(事業)に使用する会場、部屋、資機材等の賃借料
- ・活動(事業)拠点等で使用する光熱水費、通信費
- ・食品、弁当、生活必需品の配達費(ガソリン代等)
- ・活動(事業)に係るボランティア行事用保険料
- ・活動(事業)の広報周知や連絡等に使用する通信費、印刷費
- ・上記以外の配分対象活動(事業)の実施に係る経費

